

## ■ 研究所だより

細越 雄二

師走になると街がどこかあわただしくなるのは毎年変わらないようです。家の近く(東京多摩地域)のいちょうの木が、日の当たる場所によってはまだ緑色の葉をつけたままでいるものもあります。その一方で、日本海側では大雪に見舞われているところもあり、地球温暖化の影響による気象の変化が各地で現れているのでしょうか。

さて12月は、障害者週間(12月3日から9日まで)、人権週間(12月4日から10日まで)、と人権に関して考える時期でもあります。

障害者に関して、2014年1月20日に我が国は「障害者の権利に関する条約」(略称:障害者権利条約)を批准しました(条約の効力発生は同年2月19日)。この条約では、障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)を禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進など障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。もちろん、我が国の憲法は、障害者に限らず、すべての国民に基本的人権を保障していますが、この障害者権利条約の締結によって、障害者の権利の実現に向けた取組みがより一層進むことになることが期待されます。

厚生労働省が11月に発表した2014年6月1日現在の民間企業における障害者の雇用状況をみると、雇用障害者数は43万1,225.5人、実雇用率1.82%(法定雇用率は2.0%)と過去最高となりました。産業別では、農林漁業の実雇用率が2.15%と最も高くなっています、第一次産業における障害者雇用が進んでおり、今後も障害者雇用が期待できる産業だということがいえるでしょう。

今年1年を振り返って、自分としては、こうした障害者の人権、働く人たちの人権が無視された結果の過労自殺(その多くは上司からのパワーハラスメントによる)など、憲法ー一票の格差や集団的自衛権なども重要な論点ですがー基本的人権について考えることの多かった年でした。

憲法第12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない」とあり、私たち一人ひとりの努力もまた求められています。

来年は、こうした人権に関する問題について、とりわけワークルール(労働法)について、多くの人たちが法律を知り切れるよう、自分なりに努力していくことで、働く人たちの人権が尊重される社会の実現に貢献してまいりたいと思います。